

津山市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する方針 概要

1. 考え方

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第9条の規定による、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するための方針とする。

2. 概要

1 適用範囲

市長部局・教育委員会・議会事務局・監査事務局
水道局・各種行政委員会の事務局・出先事務所

2 対象となる施設・物品等

- 就労継続支援事業所、地域活動支援センター等
- 対象施設が供給する、物品及び役務

3 調達目標(R2年度)

各部局等で、物品・役務ごとにR元年度実績額を上回る

4 基本的な考え方

- ①全庁的な取組推進
- ②予算の適正な執行等との調整
- ③施設等との協働による推進
- ④地域的偏在への配慮

5 具体的方策等

- ①推進体制の整備(センター機能を環境福祉部に設置)
- ②随意契約方式の活用等(参加機会の確保等)
- ③共同受注組織等の活用(岡山県セルフセンター)
- ④障害者就労施設等への配慮(仕様・納期の設定等)
- ⑤施設への働きかけ(情報発信、品質の確保、品目の拡大等)

6 進行管理等

年度終了後、実績を取りまとめ公表。年度途中における調達状況の把握等の進行管理を実施し、次年度調達方針に反映を図る。

<参考>

□ 津山市内の障害者就労施設等

障害者支援施設

地域活動支援センター

生活介護事業所

就労移行支援事業所

就労継続支援A型事業所

就労継続支援B型事業所